

厚木市市営住宅模様替等の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市市営住宅条例（平成9年厚木市条例第13号）第26条及び第27条並びに厚木市市営住宅条例施行規則（平成9年厚木市規則第24号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づく市営住宅の模様替及び用途変更（以下「模様替等」という。）について承認基準を定めるものとする。

(模様替の承認)

第2条 模様替は、住居の目的を変更しない住宅の一部分のものであって、住宅に損傷を与えないものに限り承認する。

2 模様替の範囲は別表のとおりとする。

(用途変更の承認)

第3条 用途変更は、住居の目的を変更しない住宅の一部分の用途に限り承認する。

2 前項の承認には、条件を付することができる。

(模様替等の遵守事項)

第4条 承認を受けた入居者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認内容のとおり工事を施工すること。
- (2) 承認内容のとおり使用すること。
- (3) 住宅又は附帯設備を損傷しないこと。
- (4) 住宅の災害の際の安全を配慮し、模様替等を行うこと。
- (5) 住宅を明け渡すときは、入居者の自費により原状回復又は撤去を行うこと。

(承認の取消し)

第5条 前条に違反したと認められるときは、直ちに工事の中止、原状回復又は撤去を命じ、承認を取り消すものとし、規則第20条に規定する申請をしないで模様替等を行ったときも同様とする。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

模様替の範囲	<ol style="list-style-type: none">1 電気容量の変更2 冷暖房機の給排気筒の取付け及び室外機の吊下げ3 電話回線及びチャイムの引込み4 吊戸棚及び手すり等の設置5 水道コック及びガスコックの新設6 洗浄便座の設置7 その他これらに類似する簡易なもの
--------	---